

# 自家用車活用事業（ライドシェア）にかかる年次検査 FAQ

## Q1. 年次検査とは？

A. タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（自家用車活用事業）に使われる自家用車が受ける検査になります。

### ＜参考＞

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）

## Q2. 年次検査はどのタイミングで受けられる必要がありますか？

A. 直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に受けられる必要があります。

## Q3. 年次検査の対象者（申出者）は誰ですか？

A. 自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者が対象になります。

## Q4. 年次検査はどこで受けられますか？

A. 指定自動車整備工場、自動車技術総合機構（軽自動車を除く）又は軽自動車検査協会（軽自動車に限る）の事務所で受けることが可能です。

## Q5. 個人ドライバーが直接年次検査申し出ることができますか？

A. 申出者は自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者になります。

**Q6. 車検有効期間は延びる？**

A. 延びません。継続検査による更新とは別の取扱いになります。

**Q7. 本取扱いの適用時期は？**

A. 令和8年3月1日より適用されます。

（自動車技術総合機構で年次検査を受検する場合の取扱い関係）

**Q8. 予約方法は？**

A. 継続検査と同様の方法で予約・予約確認（自動車検査受付装置、窓口押印等）を実施します。予約を取得する際の枠は「継続」を使用してください。

**Q9. 検査に必要な書類は？**

A. 自動車検査証、手数料額の審査証紙、自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシ一事業者が作成した「年次検査受検申出書（独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程\_様式1）」及び検査票になります。

※納税証明証・自賠責保険証・重量税印紙・継続検査OCR申請書は不要です。

**Q10. 手数料はいくら？支払い方法は？課税は？受検可能回数は？**

A. 普通 1,400 円／小型 1,300 円（消費税相当分含む）になります。

支払い方法は自動車審査証紙を用います。

年次検査は道路運送車両法に基づく法令検査ではないため課税対象となります。そのため、検査の結果通知と併せて領収書を交付します。

手数料1回分につき検査コースへの再入場は2回までとなり、それ以上の検査をする場合（再受検時）は、新たに同額の手数料が必要になります。

**Q11. 再入場時、再受検時の領収書の扱いは？**

A. 領収書は初回の結果通知と併せて交付しますので再入場（再検査）時には交付しません。再入場の上限（2回）を超えて受検する場合（再受検時）は改めて領収書を交付します。